

# 大阪柔整だより

## ダイジェスト版

### 原爆被爆者(後期高齢者医療分)に係る支給申請書の変更について

平成 25 年 4 月提出分から後期高齢者の原爆医療の公費請求分は「柔道整復施術療養費支給申請書 様式第 5 号」(レセプト)での提出となります。

なお、旧様式「一部負担金相当額支給申請書」は平成 25 年 3 月提出分(施術月ではありません)まで使用できます。

平成 25 年 4 月より従来の「一部負担金相当額支給申請書」で提出されますと返送になりますので、お間違いのないようにお願いします。

### 協会けんぽ大阪支部「医療費のお知らせ」について

協会けんぽ大阪支部では、加入者(被保険者および被扶養者)の皆さまに、皆さまの医療費(自己負担額を除いた額)が協会けんぽから支払われ、ご健康の維持のために役立っていることをご理解いただき、さらには、このお知らせを通じて、健康の大切さについての関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことで、医療保険事業の健全な運営を図ることを目的として年に 1 回「医療費のお知らせ」を送付しています。

今年送付する「医療費のお知らせ」には、主に平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までの間に医療機関等(医科、歯科、調剤薬局、整骨院)に受診された、医療機関等名・医療費の額などが記載されています。

大阪支部では、お勤め先の事業所さまあてに、平成 25 年 2 月中旬発送を予定しています。(任意継続にご加入の方はご自宅あて平成 25 年 2 月中旬発送予定。)

事業主さまには、大変お手数をお掛けいたしますが、加入者の皆さまへ開封しないでそのままお渡しいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

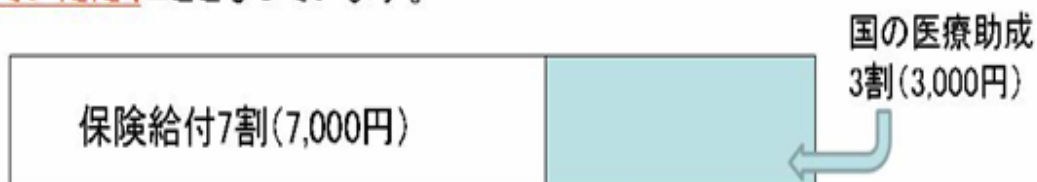
○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



**この場合、患者さんの窓口負担は生じません。**

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。